

第36回懇話会における議事

[議事1] 令和2年度奈良県食品衛生監視指導計画に基づく監視指導結果について

資料1：令和2年度奈良県食品衛生監視指導計画に基づく監視指導結果について
資料2：奈良県食品衛生監視指導計画に基づく監視指導結果について[概要]

食品衛生監視指導計画は、食品衛生法で年度ごとに策定することが規定されております。素案について懇話会でお示しし、ご意見をいただき、修正案について1ヶ月間意見募集を行い、意見募集の結果を反映し、策定しております。

本計画の基本的な方針は、食品衛生法に基づき、食品やその材料の生産から加工・流通・販売までの一連の各段階において、監視指導を行っております。

例えば、食品関係営業施設に立ち入り、衛生状況の監視指導を行ったり、食品を収去、いわゆる抜き取り検査を実施し、残留農薬や食品添加物及び食中毒菌等の検査を行っております。

食品衛生法では、中核市である奈良市は独自に計画を策定しなければならないことから、ここでは、県の監視結果概要についてご説明いたします。

資料1が詳細版、資料2が概要版になります。資料2をご覧ください。

まずは、1. 監視指導結果についてです。業種ごとに年間の目標とする監視回数を定め、それぞれの年度の達成率を示したものです。結果ですが、令和2年度は、全体的な集計で見ると、監視達成率は61.9%と計画を達成することができませんでした。原因として、令和2年1月以降、新型コロナウイルス感染症が全国的に流行しました。感染対策の対応や施設の休業等のため、巡回指導等を計画通りに実施することができず、目標数を下回る結果となりました。

次に、下段は食品等の収去検査の実施状況です。令和2年度は、665検体について検査を実施いたしました。

次に、2ページでございますが、こちらは、食品の検査のうち農産物等の残留農薬に係る検査について示したものでございます。

上段は、県産モニタリング、出荷前又は出荷時の生産段階の残留農薬の検査状況の推移であり、下段は、収去検査の結果、流通段階での残留農薬の検査状況です。

県産モニタリング、収去検査合わせて204検体の検査を実施しており、基準値を超過した事例が1検体ありました。

次に、3ページでございますが、食品関連の相談状況については、例年同様、健康食品についての相談が最も多くなっております。健康食品に関する相談内容としまして、保健所においては、事業者の方からの表示相談が多くを占めております。

また、資料2には記載がございませんが、食中毒の発生状況については、昨年度は奈良県が3件、奈良市が0件、計3件でした。今年度は、10月末時点で、奈良県では奈良県が0件、奈良市が1件、食中毒事件が発生しております。平成26年度以降、発生件数は10件以下で推移しております。

新型コロナウイルス感染症による完全な流行終息の見通しが立たない状況ですが、今後とも県民の生命及び健康を保護するため、計画的、効果的及び科学的な知見に基づいた監視指導の実施に努め、関係機関と連携を図り、食品等に起因する健康危害の要因を可能な限り低減させてまいります。

〔議事2〕 令和3年度食の安全・安心行動計画について

資料3：令和3年度奈良県食の安全・安心行動計画

お手元の添付〔資料3〕の「奈良県食の安全・安心行動計画」の1ページと2ページをご覧ください。

県では、食の安全・安心確保に関する奈良県の方針として、「なら食の安全・安心確保の推進基本方針」を平成15年12月2日に策定いたしました。これは当時学識経験者等からなる策定委員会にて立案し、計画の策定にあたってはパブリックコメント手続きを行い、県民からの意見も反映した形で策定しております。

本方針は3つの基本方針からなります。まず基本方針1ですが、「消費者への食品安全・安心の確保」です。食に関するリスクコミュニケーションなどがこれに該当します。基本方針2は、「生産から流通・消費における食品の安全確保」です。すなわち、生産から消費に至るフードチェーンにおける食品の安全確保、リスク管理です。基本方針3は、「新たな食品安全行政に対応するための体制等の充実」です。本懇話会はこの3番目の方針に基づき設置・開催しております。

毎年作成している、この「奈良県食の安全・安心行動計画」は、「なら食の安全・安心確保の推進基本方針」に基づき、実施する事業を基本方針ごとに紹介し、前年度の実績と今年度の取り組み目標を設定しています。

消費・生活安全課に関する事業を簡単にご紹介いたします。2ページをご覧ください。消費者との相互理解と意見の反映として、本懇話会と意見交換会等の開催を明記しております。

続きまして、6ページをご覧ください。「食品表示の適正化事業」について明記しております。食品表示の取組みについては、こちらに記載しております。「食品衛生監視指導計画に基づく監視結果」については、このページ及び16～18ページに記載しております。

最後になりますが、19ページをご覧ください。「HACCPの普及啓発」として平成27年度より制度創設し運用を開始いたしました奈良県HACCP自主衛生管理認証制度について記載しております。

簡単に当課の事業を紹介いたしました。関係各課とも昨年度の実績と今年度の目標を定め、食の安全・安心の確保に取り組んで参ります。

[議事3] HACCP制度化に伴う奈良県HACCP自主衛生管理認証制度の終了について

本県では、平成27年7月1日からHACCP導入の普及促進を図り、より安全な食品の流通を目指すため、奈良県HACCP自主衛生管理認証制度(通称：ならハサップ)をスタートさせ、実施してきたところです。

今般、食品衛生法の一部を改正する法律(平成30年法律第46号)により食品衛生法が改正され、すべての食品等事業者に「HACCPに沿った衛生管理」が求められることとなったため、HACCPの普及啓発、自主的衛生管理の推進を目的とした本制度は、一定の役割を果たしたと考え、改正法の施行をもって終了させていただくことになりました。

HACCPプラン作成研修については令和3年度、更新研修については令和5年度をもって終了します。認証機関の終了時期は、令和9年3月31日とし、新規及び更新認証の手続きについては、令和6年3月31日をもって終了することとなりました。

〔議事4〕(1)ならハサップについて

2021年6月1日より、HACCPの制度化が完全施行となっている。しかし、奈良県内には中小の食品企業が多く存在する。これらの企業のボトムアップは県内企業の育成上、必須の課題と考えられる。ならHACCPの認証制度の今後を踏まえ、これら中小の食品企業に対する何らかのフォローアップは必要不可欠を思われる。

本件に関して、奈良県のご見解をお伺いしたい。

【坂上委員】

奈良県HACCP自主衛生管理認証制度(ならハサップ)につきまして、この制度が出来た経緯と、今後の県の方針・計画資料(行政のHACCPに沿った衛生管理進め方)を配覧して下さい。

【松井委員】

奈良県HACCP自主衛生管理認証制度は、県内の食品関係事業者に対し、HACCPの手法に基づく自主的な衛生管理による取組を評価し、一定の水準にある施設を認証することにより、この取組を推進させ、安全な食品の提供に資することを目的として、平成27年7月1日から開始しました。

以後、奈良県HACCP研究会等関係者の皆様にご協力いただき、進めてまいりました。令和3年11月末現在、53施設について認証しております。

食品衛生法は、前回の法改正から15年が経過し、食を取り巻く環境の変化や国際化等に対応して食品の安全を確保するため、改正が行われ、HACCPに沿った衛生管理の実施が制度化されたことから、すべての食品等事業者はHACCPに沿った衛生管理の実施が必要となり、各事業者において衛生管理計画を作成し、実施状況の記録を保管していただくことになりました。

県では、小規模営業者等には、厚生労働省ホームページで公表している「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理(B基準)の手引書」を参考に、取り組むことができるため、この手引き書を踏まえた衛生管理計画の作成、記録の実施・確認に係る実践的な演習を含む、参加者が自らで衛生管理計画を実施できるカリキュラムの「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理研修会」を令和元年および2年度に飲食店、菓子製造業等に向けて計16回、公益社団法人奈良県食品衛生協会に協力していただき実施しました。

さらに、今年度は、「HACCPの考えを取り入れた衛生管理」計画の作成に向けての動画の配信を開始したところです。

また、随時、保健所にて、食品等事業者からの個別相談に対応している状況です。

「HACCPに基づく衛生管理」(A基準)に取り組む事業者に対しましても、勉強する機会を継続できるよう、今後検討していく予定です。

なお、ならハサップ認証施設には、「HACCP制度化に伴う奈良県食品衛生自主管理認証制度の終了についてのお知らせ」を、送付する予定としております。

[議事4] (2) ゲノム編集食品についての提案

ゲノム編集食品については、GABAが豊富なトマト、ゲノム編集で1.5倍肉厚にしたタイが流通しており、また、2021年10月30日付けで、国内3例目のゲノム編集食品となるトラフグの試験販売が始まったことが報道された。

ゲノム編集食品については、以前の提案議題でも取り上げたが、県民への正確な情報提供は大切と考えられる。

本件に関して、奈良県のご見解をお伺いしたい。

【坂上委員】

ゲノム編集技術応用食品で用いられるゲノム編集技術は、外来遺伝子は取り込まず自然界や従来 of 育種技術でも起こり得る変化の範囲内であるため、国では安全性審査の手続きを必要としないこととしましたが、新たな技術であることや消費者への配慮から届出を要することとされています。そしてその一定の情報については公表されることになっています。

県としては、国が行うゲノム編集技術応用食品の情報発信内容について県民視線に立って確認し、場合によってはに対して国に対してわかりやすい情報発信を求めていくことも必要と考えています。

また、県自らの情報発信としては、県のホームページにおいて各省庁のホームページとリンクを行うとともに、県民だより（R2：6月号、R3：2月号）に掲載する等情報発信に努めております。

[議事4] (3) カエントケについて

以前の懇話会でも、生駒山系でカエントケが発見されたことが議題にあがったことがあるが、今年度も多くの県でカエントケが身近で発見されたとの報道が認められる。

カエントケは、ナラ枯れの木の近くに生えることが知られているが、奈良県内では以前よりナラ枯れが問題となっているのが現状である。カエントケは、我々の身近な存在となりつつあると思われる。県民に対する再度の注意喚起が必要と思われる。

本件に関して、奈良県のご見解をお伺いしたい。

【坂上委員】

(森と人の共生推進課)

ナラ枯れによる被害状況については、平成23年度からヘリコプターでの探査等により被害状況を把握しており、平成27年度までは県北部地域で被害が拡大しました。平成28年度からは県中部、東部、南部地域にも被害が拡散したが、平成30年度からは減少向にあります。

カエントケ発生にかかる対策については、下記のとおり情報の提供や注意喚起を行っており、今後も引き続き対応していきます。

- ・ 広報誌、県HPによる注意喚起の実施
- ・ 毎年実施する「奈良県ナラ枯れ対策協議会」にて関係市町村宛て情報提供並びに注意喚起を依頼（令和3年度は12月7日に開催）
- ・ 関係機関（消費・生活安全課、景観・自然環境課、奈良公園事務所、各農林振興事務所、森林技術センター）への情報提供
- ・ 県教育委員会へ児童・生徒への注意喚起を依頼、県内学校へ絶対に「触ってはいけない」、「食べてはいけない」注意喚起を通知（H28.7.29付け 各市町村教育委員会、各県立学校宛て事務連絡）
- ・ 発生箇所の管理者への注意喚起依頼による対応として、注意書きの掲示、撤去の実施（生駒市、山添村、景観・自然環境課、奈良公園事務所）
- ・ 発生箇所の情報共有（景観・自然環境課、民俗博物館、奈良公園事務所）
- ・ 県林業改良普及協会発行「みどりの大和」にて注意喚起の記事掲載

[議事4] (4) 食品衛生責任者養成講習会及び食品衛生実務講習会について

本年8月より食品衛生責任者養成講習会をWEB(eラーニング講習会)でも開催しています。食品衛生実務講習会もeラーニングでも行います。ご紹介をお願いします。

【松井委員】

資料4：食品衛生講習会等のWEB対応について

資料4を公益社団法人 奈良県食品衛生協会からご提供いただいておりますので、ご確認ください。